

各 位

会社名 ラクスル株式会社
代表者名 代表取締役社長 グループCEO 永見 世央
(コード：4384、東証プライム市場)
問合せ先 上級執行役員 グループ CFO 杉山 賢
(TEL. 03-6629-4893)

事後交付型株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニット（以下、「RSU」という。）に基づく事後交付型株式報酬（以下、「株式報酬」という。）としての新株式の発行（以下、「本新株式発行」という。）について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 割当日	2025 年 12 月 5 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 67,700 株
(3) 割当予定先	当社代表取締役 1 名
(4) 発行価額及び発行総額	本新株式発行については、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法第 202 条の 2）、公正な評価額として、RSU の付与時（2023 年 12 月 4 日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（1,404 円）に上記の発行する株式数（67,700 株）を乗じた金額（95,050,800 円）を基礎として算出しております。
(5) その他	本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 本新株式発行の目的及び理由

当社は、2023 年 11 月 16 日付「代表取締役社長 CEO に対するロングタームインセンティブパッケージの内容確定に関するお知らせ」のとおり、当社の代表取締役社長グループ CEO 永見世央（以下、「当社代表取締役」という。）に対し、当社ビジョンの実現に向けた非連続な成長の実現のため強いリーダーシップを発揮することを期待するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、RSU を付与する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議しております。

今般、当該 RSU の一部について権利が確定したことに伴い、株式報酬としての新株式の発行を行うものであります。

なお、本新株発行により交付される当社普通株式には、譲渡制限その他の負担制限はありません。

3. 本制度の内容

(1) 概要

本制度は、当社代表取締役に就任した 2023 年度（2023 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日まで）から 2032 年度（2032 年 8 月 1 日から 2033 年 7 月 31 日まで）の 10 事業年度の職務執行の対価として、毎年一定の条件を満たした場合に限り、当該事業年度にかかる付与分の権利が確定し株式が交付される事後交付型の自社株報酬制度であります。株式が交付される条件は、当該事業年度の末日まで継続して当社代表取締役として在任すること（以下、「勤務条件」という。）に加え、報酬委員会があらかじめ定める業績条件を達成すること（以下、「業績条件」という。）ですが、各事業年度の具体的な付与数について

は、当社取締役会の決議により決定いたします。

(2) 報酬の内容

① 報酬等の算定方法

当社は、当社代表取締役に対し、各事業年度につき当社の発行済株式総数 58,476,092 株（2023 年 7 月 31 日時点）の約 0.15%に相当する 87,700 株に相当する 87,700 ユニットを上限とした RSU を、2023 年度分から 2032 年度分までの 10 事業年度分付与します。各事業年度につき、勤務条件及び業績条件のいずれも充足していた場合に限り、当該事業年度にかかる定時株主総会の終結時をもって権利が確定します。報酬委員会の提案を受け、取締役会で定めた業績条件は次のとおりです。

<業績条件>

当該対象年度にかかる連結売上総利益が前年度比 15%超成長すること。ただし、当該対象年度の前年度に実施した買収等により前年度比成長率が 15%に満たないこととなったと取締役会の決議によって認めたときは、2 年間で年平均成長率が 15%超であれば足りるものとする。権利が確定した場合、当社は、権利確定後に最初に開催する取締役会において、当該事業年度にかかる RSU 1 ユニットにつき 1 株で換算される数の当社普通株式につき、新株発行又は自己株式の処分を決定し、これを当社代表取締役が無償交付します。なお、株式の無償交付後、当該対象年度にかかる業績が修正された場合であって、修正後の業績では業績条件を充足しないこととなる場合には、当社は交付した株式の返還を求めることができるものとします。各事業年度にかかる RSU は、勤務条件を充足しないときは原則として失効しますが、例外的に、当社の取締役会の決議により正当と認めた事由により当社代表取締役の地位を喪失した場合には当該事業年度における当社代表取締役の在任期間の割合を勘案して取締役会が別途決定する割合の株式の交付を行うものとします。また、死亡により当社代表取締役の地位を喪失した場合（権利確定前の死亡も含みます。）には、当該事業年度にかかる RSU については、相続人の中から指定される権利承継者に対し、死亡時の当社株式の時価をもって換算の上、金銭で支払うものとします。その他、当社が消滅会社となる合併、分割会社となる分割型会社分割、完全子会社となる株式交換、株式移転、株式併合その他の手段による非公開化取引が承認された場合には、一定の条件の下で、合理的に算定される額の金銭をもって精算を行うものとします。

② 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき当社代表取締役に対し 2023 年度分から 2032 年度分までの 10 事業年度分の RSU により交付する株式数は合計 877,000 株以内とします。ただし、本株主総会の決議後株式の交付までに株式の併合、株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって当社の発行済株式総数が増減する場合には、併合・分割の比率に応じて調整されるものとします。

③ 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

当社代表取締役は、取締役会において定める一定の非違行為、取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失するとともに、非違行為があった場合には、当社は当社代表取締役に対し、交付済みの株式の返還を求めることができるものとします。

以 上